

# プラスチック新長田 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護・介護予防通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者の概要

法人名	株式会社 PLAST
法人所在地	神戸市長田区腕塚町4丁目2-1 フェニーチェ神戸 101
電話番号	078-786-3074
代表者氏名	廣田 恒佑
設立年月日	平成26年12月19日

## 2. 事業所の概要

事業所名称	プラスチック新長田
事業所の種類	指定地域密着型通所介護・介護予防通所サービス ※加算対象サービスとして個別機能訓練、ADL維持等、科学的介護推進を実施します。
事業所所在地	神戸市長田区腕塚町4丁目2-1 フェニーチェ神戸 101
電話番号	078-786-3074
管理者氏名	梶原 祐輔
指定年月日	令和3年3月1日
利用者定員	午前・午後 各18名 (地域密着型通所介護)

## 3. 事業所の目的と運営方針

### (1) 事業所の目的

要介護状態(および要支援状態)にある利用者に対して、適切な通域密着型通所介護・介護予防通所サービスを提供することを目的としています。

### (2) 当事業所の運営方針

- ・可能な限り自立した日常生活ができるように、機能訓練ならびにその他必要な日常生活上の支援を行います。
- ・心身機能の回復、生活機能の維持向上を図るため、目標を設定し計画的に行います。
- ・利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

## 4. 事業実施地域および営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域

長田区、兵庫区、須磨区の一部

### (2) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日、祝日も営業します。
休業日	土曜日、日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
サービス提供時間	① 8:50～12:00 ②13:20～16:30

## 5. 職員の配置状況と勤務体制

<配置>

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名	0名	業務の実施状況の把握、業務・従業者の管理
生活相談員	1名	0名	利用申し込みに係る調整、利用者・家族の相談に応じた支援、通所介護計画の作成
介護職員 (理学療法士等)	1名	3名	利用者の日常生活上の支援ならび送迎業務。機能訓練の補助等の業務。
機能訓練指導員 (理学療法士等)	2名	1名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を予防する。個々の状況に応じたリハビリメニューの作成・実施する。
看護師	0名	1名	利用者の健康管理・服薬管理・緊急時対応。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	勤務時間 8:30～17:30
生活相談員	勤務時間 8:30～17:30
介護職員(非常勤)(理学療法士等)	勤務時間 8:30～17:30
機能訓練指導員(理学療法士等)	勤務時間 8:30～17:30
看護師	勤務時間 9:00～9:30 13:00～13:30 ※必要時対応

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービス内容>

種類	内容
健康チェック	血圧、脈拍、体温の測定をし、体調チェックを行います。
機能訓練(リハビリ)	利用者様の身体機能を評価し、最適なリハビリメニューを作成・実施します。
生活相談	日常生活上の相談に対応します。

<加算対象サービス>

種類	内容
個別機能訓練加算	理学療法士が、ご利用者の身体機能の評価及び個別機能訓練計画を作成し、介護職員とともに日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するためのサービスを実施します。
科学的介護推進体制加算	事業所の全てのご利用者に係るデータ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を科学的介護情報システム(LIFE)に提出し、フィードバックを通じて、科学的裏付けに基づく介護の普及、実践をはかります。
ADL維持等加算	ご利用者の自立支援・重度化防止のために、日常生活動作(ADL)の維持ができるかを評価する取り組みを推進するための加算です。

## <その他の加算>

### ・介護職員の処遇改善に向けて

介護職員の処遇改善を目的とした交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために「介護職員等処遇改善加算」が設けられています。

## 7. 利用料金

### (1)介護保険の給付対象となるサービス

原則として利用料金の1割を自己負担していただきます。自己負担割合が2割の場合は概ね2倍、3割の場合は概ね3倍の金額になります。

利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。要支援の方は利用回数にかかわらず月額利用料は一律となり、要介護の方は利用回数に応じて利用料が変わります。

## <利用料金表>

項目	事業対象者、要支援1、2(週1回利用)	要支援2(週2回利用)
通所介護費	1,798 単位/月	3,621 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	40 単位/月
介護職員等処遇改善加算 II	介護費 × 9%	介護費 × 9%
送迎減算	片道につき -47 単位/回	片道につき -47 単位/回
自己負担額(1割)	約 2,110 円/月	約 4,206 円/月

項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所介護費	416 単位/日	478 単位/日	540 単位/日	600 単位/日	663 単位/日
個別機能訓練加算 I(口)	76 単位/日				
個別機能訓練加算 II	20 単位/月				
科学的介護推進体制加算	40 単位/月				
ADL 維持等加算 II	60 単位/月				
介護職員等処遇改善加算 II	介護費 × 9%				
送迎減算	片道につき -47 単位/回				
自己負担額(1割)	約 2,398 円/月	約 2,684 円/月	約 2,967 円/月	約 3,244 円/月	約 3,533 円/月
※月4回利用の場合					

※上記金額は概算になります。1ヶ月の正確な利用金額は請求ソフトの計算処理により決定致します。

※加算項目については、人員配置や制度変更の関係により、点数の変更が生じる可能性があります。

※送迎減算は当施設が送迎を行わなかった場合のみ適応となります。

### (2)介護保険の給付対象とならないサービス

- ①お茶・おやつ、日用品代など施設利用料としてご利用1回につき 220 円(税込)をご負担いただきます。
- ②介護保険の給付限度額を超えてサービスをご利用される場合は、超過分は全額自己負担となります。
- ③サービス提供についての記録などの複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ④サービス利用中に当事業所のおむつの使用があった場合は、1枚につき 100 円ご負担いただきます。
- ⑤前記の営業範囲以外に送迎となった場合は、1 kmにつき 500 円ご負担いただきます。

### (3)利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ① 事業所窓口での現金支払い
- ② 口座振替
- ③ 下記指定口座への振込

神戸信用金庫 本店 普通預金 口座番号 0693321 口座名 カ)プラスト
--

### (4)利用の中止、変更、追加

利用予定日に来所できない場合は、前日の17時までにご連絡ください。前日までに連絡がない場合は取消料として利用料金の10%をお支払いいただきます。ただし、ご利用者の体調不良等の事由がある場合はその限りではありません。また、要支援の方は月額料金のため、キャンセル料が発生致しません。

利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合は、事業者が文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。

利用の変更・追加の希望がありましたら当事業所にご相談ください。

## 8. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)研修などを通じて、従業者的人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)個別計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者などの権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 9. 秘密保持と個人情報の保護(使用同意)について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議当において利用者およびその家族の個人情報を用いません。

事業者は、介護分野および予防医学等の学術発展のため、サービス提供の際に測定等を行ったデータを分析して学術雑誌等に発表することがあります。この際にはご利用者の個人情報が特定できないように暗号処理したデータを取り扱います。また、これに同意できない場合は発表用のデータとして用いません。

## 10. 事故発生時の対応について

サービス提供中に何らかの事故(送迎中の交通事故、事業所内での転倒等)が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に賠償すべき事故は発生した場合は、介護事業者賠償責任保険の適応に基づき損害賠償をいたします。

## 11. 緊急時の対応について

サービス提供中に体調の急変などの緊急事態が発生した場合は、主治医、救急隊、ご家族、担当ケアマネージャーに連絡し速やかに対処いたします。

緊急性が低いと判断される場合は、ご家族等に連絡し帰宅の手配を行います。

## 12. 送迎について

デイサービスの送迎は「施設利用のために利用者を送迎する」という目的で旅館や幼稚園などと同様に自家輸送として認められているものです。途中下車ということは、自家輸送の範囲を超えていると判断され、道路交通法違反となりますので当事業所では途中下車はできません。

## 13. 苦情処理の体制および手順

苦情またはご相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために、必要に応じて訪問し、譲許の聞き取りや事情の確認を行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。

(1) 当事業所における苦情・相談の受付

受付担当者:事業者代表取締役 廣田 恭佑  
管理者 梶原 祐輔

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話番号: 078-786-3074

(2) 事業所において処理し得ない内容については、行政窓口等の関係機関(下記参照)との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、処理します。

1. 兵庫県国民健康保険団体連合会(介護サービス苦情相談窓口)

電話:078-332-5617 受付時間:月～金曜日 8時45分～17時15分

2. 神戸市生活情報センター

電話:078-371-1221 受付時間:月～金曜日 8時45分～17時30分

3. 神戸市福祉局居宅通所指導担当 介護保険担当

電話:078-322-6326 受付時間:月～金曜日 8時45分～12時00分

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護・介護予防通所サービス提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

プラスチック新長田 管理者 梶原 祐輔 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護・介護予防通所サービス提供開始に同意しました。

住所 \_\_\_\_\_

氏名(本人・代理人)

印

緊急連絡先

電話: ( ) - -

氏名: 続柄: